

各課からのお知らせ

合併に伴い変更となる行政サービスや窓口での手続きなど、西方地域のみなさまの暮らしに特に関わりの深いものについてお知らせします。

「問い合わせ」の見かた

- **本**：市役所本庁の担当課（合併後（平成23年10月1日から）の問い合わせ先です）
- **西**：西方総合支所の担当課（合併後（平成23年10月1日から）の問い合わせ先です）
- **役**：西方町役場の担当課（合併前（平成23年9月30日まで）の問い合わせ先です）

市民生活課



1 住民登録等

●自動交付機（住民票の写し・印鑑証明書）

内 容	平成23年10月3日から合併後の栃木市の印鑑登録カードで、住民票の写し・印鑑証明書の自動交付機を利用できるようになります。
利用するために必要な手続き	<p>自動交付機を利用するためには、次の2つの手続きが必要です。</p> <p>①合併後の新しい印鑑登録カードの交付申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ○合併前の西方町で印鑑登録をされている方 現在のカードと新しいカードを交換いたしますので、現在のカードと身分証明書を窓口にお持ちください。 なお、現在のカードを紛失等によりお持ちでない場合は、新規登録扱いとなります。 ○新たに印鑑登録される方 登録するご本人が「顔写真付きの公的な身分証明書」と「登録する印鑑」を窓口にお持ちください。 なお、登録できない印鑑がありますので、詳しくは次の問い合わせ先までお問い合わせください。 また、顔写真付きの公的な身分証明書をお持ちでない方につきましても、次の問い合わせ先までお問い合わせください。 <p>②新しい印鑑登録カードへ暗証番号の設定</p> <p>暗証番号の設定は、印鑑登録をしている本人のみ設定することができます。代理人にお願いすることはできません。</p> <p>また、暗証番号を設定する際、本人確認を行いますので、運転免許証やパスポート、健康保険証等の公的な身分証明書をお持ちください。</p>
設置場所及び利用日時	<ul style="list-style-type: none"> ○栃木市役所 本庁舎 正面玄関 平 日 : 午前8時30分から午後9時まで 土・日曜日及び休日：午前8時30分から午後5時まで ○プラッツおおひら（大平総合支所北側） 開館日（月曜定休）の午前10時から午後9時まで
問 い 合 わ せ	● 本 ：市民生活課 ☎21-2147 ● 西 ：生活環境課 ☎92-0306 ● 役 ：住民課 ☎92-0304

●住民基本台帳カード・電子証明書の交付申請等の一時停止

内 容	合併後の機器設定作業のため、次の業務が一時停止となります。ご迷惑をおかけしますがご協力をお願いいたします。
停止となる業務	住民基本台帳カードの申請と交付、電子証明書の発行、広域住民票の交付、住民基本台帳カードによる付記転出届、付記転入届による転入手続き
停止となる期間	平成23年10月1日から10月10日まで ※住民基本台帳カードの申請は平成23年9月1日から10月10日まで停止となります。
問 い 合 わ せ	本：市民生活課 ☎21-2147 西：生活環境課 ☎92-0306 役：住民課 ☎92-0304

●住民登録等に関する証明等

手 数 料	項 目	金 額
		住民票の写しの交付、住民票記載事項証明手数料
	戸籍の附票の写しの交付手数料	200円/通
	住民基本台帳カードの交付手数料	500円/件 (65歳以上の方、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は無料)
	広域交付住民票の交付手数料	200円/通
	身分証明書の交付手数料	200円/通
	戸籍謄抄本の交付手数料	450円/通
	除籍・改製原戸籍謄抄本の交付手数料	750円/通
	戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	350円/件
	除籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	450円/件
	印鑑登録証の交付手数料	200円/通
	印鑑登録証明書の交付手数料	200円/通
	臨時運行の許可手数料	750円/両
	改葬許可手数料	200円/件
問 い 合 わ せ	本：市民生活課 ☎21-2147 西：生活環境課 ☎92-0306 役：住民課 ☎92-0304	